

令和5年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

令和6年6月20日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者4,128名（製造委託等^(注1)2,495名、役務委託等^(注2)1,633名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者8,910名（製造委託等4,446名、役務委託等4,464名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	北海道	全国	北海道
令和5年度		80,000	4,128	330,000	8,910
	製造委託等	46,900	2,495	199,138	4,446
	役務委託等	33,100	1,633	130,862	4,464
令和4年度		70,000	3,225	300,000	7,745
	製造委託等	37,993	1,810	176,799	3,899
	役務委託等	32,007	1,415	123,201	3,846
令和3年度		65,000	2,768	300,000	5,700
	製造委託等	37,280	1,511	169,318	1,908
	役務委託等	27,720	1,257	130,682	3,792

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は259件（製造委託等177件、役務委託等82件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが258件（製造委託等176件、役務委託等82件）、下請事業者等からの申告によるものが1件（製造委託1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は260件（製造委託等177件、役務委託等83件）であり、このうち、258件（製造委託等176件、役務委託等82件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 ^(注)				処 理 件 数					
		定期 調査	申告	中小企業 庁長官か らの措置 請求	計	措 置			不問	計	
						勧告	指導	小計			
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328	
	北海道	258	1	0	259	0	258	258	2	260	
	製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
		北海道	176	1	0	177	0	176	176	1	177
	役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
		北海道	82	0	0	82	0	82	82	1	83
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757	
	北海道	256	3	0	259	0	256	256	3	259	
	製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		北海道	136	1	0	137	0	138	138	0	138
	役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		北海道	120	2	0	122	0	118	118	3	121
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100	
	北海道	257	1	0	258	0	255	255	2	257	
	製造委託等	全国	5,384	61	1	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		北海道	151	0	0	151	0	149	149	1	150
	役務委託等	全国	2,985	33	0	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		北海道	106	1	0	107	0	106	106	1	107

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で398件となっており、このうち、製造委託等に係るものが278件、役務委託等に係るものが120件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は239件（類型別件数の合計の60.1%）となっており、このうち、製造委託等に係る

ものが169件、役務委託等に係るものが70件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は159件（類型別件数の合計の39.9%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が94件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の59.1%）、②下請代金の減額が28件（同17.6%）、③買ったたきが21件（同13.2%）等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は109件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が57件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の52.3%）、②下請代金の減額が23件（同21.1%）、③買ったたきが15件（同13.8%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は50件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が37件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の74.0%）、②下請代金の減額が5件（同10.0%）、③買ったたきが6件（同12.0%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

		手続規定違反				実体規定違反												合計	
		書面 交付 義務	書類 保存 義務	虚偽 報告	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買 いた た き	購 入 等 強 制	早 期 決 済	割 引 困 難 手 形	利 益 提 供 要 請	や り 直 し 等	報 復 措 置	小計		
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	北海道	211	28	0	239	2	94	28	2	21	1	2	3	3	3	0	159	398	
	製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		北海道	151	18	0	169	2	57	23	2	15	1	2	3	3	1	0	109	278
	役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		北海道	60	10	0	70	0	37	5	0	6	0	0	0	0	2	0	50	120
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	北海道	193	24	0	217	0	86	50	1	26	1	1	5	1	1	0	172	389	
	製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		北海道	107	16	0	123	0	45	29	1	13	1	0	2	0	1	0	92	215
	役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		北海道	86	8	0	94	0	41	21	0	13	0	1	3	1	0	0	80	174
令和3年度	全国	5,401	732	0	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011	
	北海道	173	14	0	187	0	163	40	0	25	1	2	12	1	3	0	247	434	
	製造委託等	全国	3,703	450	0	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
		北海道	115	8	0	123	0	90	22	0	12	1	2	11	1	3	0	142	265
	役務委託等	全国	1,698	282	0	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
		北海道	58	6	0	64	0	73	18	0	13	0	0	1	0	0	0	105	169

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和5年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者6名^(注1)から、下請事業者127名^(注1)に対し、遅延利息の支払等、総額2285万円^(注2)の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。以下同じ。

(注2) 原状回復額は、年度総額が万円未満の場合を除き、原則として1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者79名に対し、1329万円の遅延利息等が支払われた(第4表参照)。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息等の支払状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	北海道	3名	79名	1329万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	北海道	3名	161名	10万円
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	北海道	3名	5名	628万円

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者1名から、下請事業者45名に対し、858万円の減額分が返還された(第5表参照)。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	北海道	1名	45名	858万円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	北海道	4名	1,647名	431万円
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	北海道	2名	13名	149万円

ウ 返品事件においては、親事業者1名から、下請事業者2名に対し、97万円が支払われた(第6表参照)。

第6表 返品事件における返品分の支払状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	下請事業者数	
令和5年度	全国	10名	330名	6968万円
	北海道	1名	2名	97万円
令和4年度	全国	8名	266名	1億1512万円
	北海道	—	—	—
令和3年度	全国	3名	3名	5676万円
	北海道	—	—	—

エ 有償支給原材料等の対価の早期決済事件においては、親事業者1名から、下請事業者1名に対し、2,088円の不利益分が返還された（第7表参照）。

第7表 有償支給原材料等の対価の早期決済事件における不利益分の返還状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	下請事業者数	
令和5年度	全国	2名	2名	1万円
	北海道	1名	1名	2,088円
令和4年度	全国	1名	1名	1万円
	北海道	—	—	—
令和3年度	全国	4名	14名	138万円
	北海道	1名	2名	17万円

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和5年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和5年度においては、北海道事務所では、対面方式で1回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進月間に関する取組

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和5年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和5年度においては、北海道事務所では、292件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和5年度における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は6名である。

令和5年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和5年度においては、北海道事務所では、事業者団体等へ4回出講を実施した（うち3回はオンライン方式の研修会へ出講を実施した。）。

令和5年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（第3条）

- 広告の制作等を下請事業者へ委託しているA社は、発注時に下請事業者の給付の内容等の必要記載事項を記載した書面（以下「3条書面」という。）を下請事業者へ交付せず口頭で発注し、納品時に3条書面を交付していた。

2 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- ① プログラムの作成等を下請事業者へ委託しているB社は、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」の支払制度を採っていたため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 出版物の製作に必要なライティング等を下請事業者へ委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ チラシ等の印刷等を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- 飼料原料等の製造を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者に対し、単価引下げの合意日前に旧単価で発注した分について、新単価を適用することにより、旧単価と新単価の差額分を下請代金の額から減じていた。

4 返品禁止（第4条第1項第4号）

- 包装資材等の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者の給付の内容について受入検査を行っていないにもかかわらず、下請事業者の給付を受領した後、その給付に係る物を返品していた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

- 衣料品の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているところ、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。